

## 伊達市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領 に係る留意事項

### 第1 趣旨

この留意事項は、「伊達市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年伊達市訓令第26号）」に規定する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に関し、留意すべき事項について示すものとする。

### 第2 対象とする障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。（社会モデル\*の考え方を踏まえた障害者基本法に規定する「障害者」と同様。）

※社会モデル

障がい者が日常生活・社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方。

- ☞ 対象とする障がい者は、障がい者手帳の所持者に限られない。
- ☞ 特に女性である障がい者は、障がいに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がい児には、成人の障がい者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

### 第3 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

#### 1 不当な差別的取扱いとは

障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することは「不当な差別的取扱い」として禁止される。

- ☞ 障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いにあたらぬ。（以下例）
  - 障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（積極的改善措置）
  - 合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱い
  - 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認すること

#### 2 正当な理由の判断の視点

障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを

得ないと言える場合は、正当な理由に相当する。

- ☞ 正当な理由に当たるか否かは、個別の事案ごとに、以下の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断すること。
  - 障がい者、事業者、第三者の権利利益  
(例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)
  - 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等
- ☞ 正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。なお、正当な理由に当たるか否かは、組織として判断すること。

### 3 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としており、あくまでも例示であることに留意する必要がある。

- 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- 障がいを理由に対応の順序を後回しにする。
- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 障がい者本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかける。

## 第4 合理的配慮の基本的な考え方

### 1 合理的配慮等

#### (1) 合理的配慮とは

事務事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明\*があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組が「合理的配慮」とされる。

※意思の表明

言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい(発達障がいを含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

- ☞ 合理的配慮は、事務事業の目的・内容・機能に照らして、以下のことに留意して判断すること。
  - 本来の業務に付随するものであること
  - 障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること

- 事務事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

☞ 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、代替措置の選択も含め、相手方との話し合いによる相互理解を通じ、柔軟に対応すること。

## (2) 環境の整備について

合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、事前の環境の整備（建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上、職員に対する研修等）を考慮に入れる。

### 【環境の整備の例】

- 式典に出席した聴覚障がい者が、式の内容を把握できるよう、手話通訳者を配置する。
- 選挙の投票事務要領に、障がい者への応接方法を掲載し、実践する。

## 2 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

☞ 合理的配慮は、提供を前提とすること。具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、総合的・客観的に判断すること。

☞ 過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。なお、過重な負担に当たるか否かは、組織として判断すること。

## 3 合理的配慮の具体例

記載した具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としており、あくまでも例示であることに留意する必要がある。

### 【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例】

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・

左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。

- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

#### 【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例】

- 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。
- 比喻表現等が苦手な障がい者に対し、比喻や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は 24 時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 口話を用いる聴覚障がい者等に対しては、口の動きを読み取りやすいよう、口を大きく開けて普通の速度で話す。

#### 【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるようにスクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 庁舎の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、不随意の発声等がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 会議等で視覚障がい者が来庁する際、本人の意向を確認して、必要があれば当日の案内役等を用意する。